

平成29年度 介護保険料の仮徴収

普通徴収 (4月・5月・6月) 特別徴収 (4月・6月・8月)

65歳以上の人の介護保険料は、平成28年の所得が確定するまでは、暫定的に前年度の賦課状況に応じて算定した額を納める「仮徴収」を行います。

問合せ 長寿支援課 (本庁仮設庁舎西棟1階) ☎ 32-1175



※7月以降(特別徴収は8月以降)の介護保険料は、年間の介護保険料が決定する7月中旬に発送します。

納期	
仮徴収	1期 4月 (2月と同額)
	2期 6月 (2月と同額)
	3期 8月
本徴収	4期 10月
	5期 12月
	6期 翌2月

※熊本地震により減免を受けた人で、特別徴収が中止になった人は、普通徴収の取り扱いについてご注意ください。

年金支給時に介護保険料を差し引く方法を特別徴収といいます。
昨年度から引き続き特別徴収の人は4月分と6月分の介護保険料は2月分の介護保険料と同額になるため、4月の通知はがきを送付しません。

●特別徴収の人(年金天引きの人)

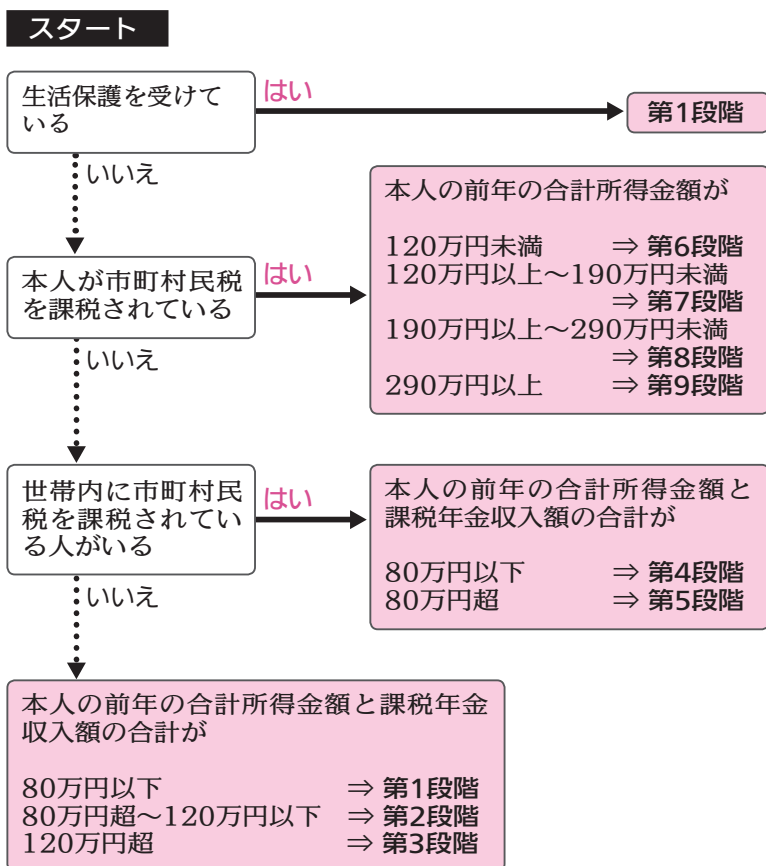
納期	
仮徴収	1期 4月
	2期 5月
	3期 6月
本徴収	4期 7月
	5期 8月
	6期 9月
	7期 10月
	8期 11月
	9期 12月
	10期 翌1月
	11期 翌2月
	12期 翌3月

納付書や口座振替で介護保険料を納める方法を普通徴収といいます。
納付書払いの人には4〜6月分の納付書を、口座振替の人には4〜6月に口座から引き落とし予定の金額を明記した通知はがきを送付します。

●普通徴収の人(納付書払いや口座振替の人)



平成29年度 介護保険料の年額をチェック



第6期(平成27~29年度)介護保険料額

所得段階区分	算定方法 (基準額×保険料率)	年間介護保険料
第1段階	基準額 × 0.45	31,300円
第2段階	基準額 × 0.75	52,200円
第3段階	基準額 × 0.75	52,200円
第4段階	基準額 × 0.90	62,600円
第5段階	69,600円 (基準額)	69,600円
第6段階	基準額 × 1.20	83,500円
第7段階	基準額 × 1.30	90,500円
第8段階	基準額 × 1.50	104,400円
第9段階	基準額 × 1.70	118,300円